破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４５１号
兵庫県加古川市野口町坂井93番地の27
債務者　牧山　美保
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２１号
奈良県生駒市東菜畑１丁目153番地　シャーメゾンかぐや　101
債務者　大西　育枝（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３３１号
奈良市法蓮町410番地の２八重桜、住民票上の住所奈良県大和郡山市小林町395番地38
債務者　橋本　耕作
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１４号
鳥取県鳥取市気高町浜村783番地737　矢野アパート、旧住所鳥取県鳥取市気高町勝見843番地39
債務者　坂根みさゑ
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１５号
鳥取県米子市富士見町74番地５　ライツェント富士見106号、前住所鳥取県米子市西福原22番地　ハイツラフィネ３－203号
債務者　浪花　靖彦
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６４４号
広島市西区大芝１丁目19番18―407号
債務者　種平　研吾
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９７号
広島市安佐南区長束西１丁目28番２―201号　Ｅ・Ｒ・Ｏ・Ｅ長束ＴＷＯ
債務者　森山あゆみ
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１５号
広島市安佐南区祇園７丁目15番44―202号
債務者　野澤　大介
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４０号
広島市南区比治山町４番19―402号　アップル比治山
債務者　西川洋こと　徐　　洋
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４１号
広島市南区比治山町４番19―402号　アップル比治山
債務者　西川郁文こと　徐　　郁文
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６６号
広島市安芸区中野４丁目３番21―202号
債務者　田安生佐恵
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１３号
徳島県鳴門市撫養町木津350番地１　リオンドゥエスポワールＤ202号
債務者　米田　奈未
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１８号
徳島県徳島市昭和町７丁目45番地の２　サトウマンション306号室
債務者　松下　幸代
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13494番地60　シティーコーポ201号
債務者　村田　恵巳
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３３８号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8307番地　グリーンステージ202号室
債務者　久保　里美
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４２号
宮崎県西都市妻町３丁目81番地
債務者　指宿　　勇
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４９号
宮崎市京塚１丁目３番３号　エコーアパート102号、前住所宮崎市青島４丁目10番３号
債務者　森田　優治
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
宮崎地方裁判所破産係